

令和8年度屋台プロモーション業務委託
に係る企画提案募集要項

令和8年6月

福岡市経済観光文化局屋台課

I 業務委託契約の概要

(1) 業務名

令和8年度屋台プロモーション業務委託

(2) 目的

本市は、平成25年7月1日に福岡市屋台基本条例（以下「条例」という。）を制定し、営業環境の改善や屋台営業者の公募等に取り組み、屋台の魅力の維持・向上に努めてきた。加えて、令和5年度からは宿泊税を活用して屋台プロモーションにも積極的に取り組んでいる。その結果、市民・国内観光客向けアンケートでは、屋台に対して「良いイメージ」を持っているとの回答割合が条例制定前と比べて大きく向上するなど、一定の成果が得られている。

一方、福岡市の屋台に関する情報は様々な媒体で発信されているが、市内に3つある屋台街（天神・中洲・長浜）のそれぞれの特徴が十分に掘り下げられていないものや、特定の屋台街にフォーカスされたものが見受けられる。こうした情報発信により、「特定の屋台街＝福岡市の屋台街」というイメージの固定化や、特定の屋台街への観光客の集中、さらには観光客がイメージする屋台体験と実際の体験との間のギャップ等が発生し、屋台に対する満足度の低下が懸念される場所である。

そこで、福岡観光を検討する旅行予定者（福岡観光の検討層）に確実にリーチできる媒体として、国内旅行ガイドブック市場において影響力のある旅行誌等とのタイアップ記事を軸に、福岡観光の検討層のニーズに沿った体験が可能な屋台街への適切な誘客や、各屋台街間の回遊性の向上を目的としたプロモーションを実施し、イメージの固定化や観光客の集中化、屋台体験に関するギャップ等の解消を通じて、福岡市の屋台に対する満足度の向上に取り組む。また、観光客の屋台の利用状況等を把握し、今後の屋台プロモーション戦略の立案につなげるため、観光客を対象としたアンケート調査を実施する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

上限額 8,156,000 円（消費税及び地方消費税額含む）

(5) 業務概要

本業務は、旅行誌等へのタイアップ記事掲載（企画・取材・制作・掲載）及び当該記事を活用した Web 展開を必須とし、加えて自由提案により、3つの屋台街の特徴をそれぞれ適切に発信することで、福岡観光の検討層のニーズに沿った屋台街への誘客や各屋台街間の回遊性の向上、屋台に対する満足度向上を図る。また、観光客を対象としたアンケート調査を実施し、観光客の屋台の利用状況等を把握し、今後の屋台プロモーション戦略の立案へとつなげる。

※ 詳細は資料Ⅰ「仕様書（企画提案時）」のとおり

2 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- ② この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- ③ この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- ⑤ 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 提案競技スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① 募集開始 | 令和8年6月3日（水） |
| ② 質問書締切 | 6月12日（金）12時 |
| ③ 質問の回答 | 6月16日（火） |
| ④ 参加申請締切 | 6月18日（木）12時 |
| ⑤ 企画提案書締切 | 6月23日（火）12時 |
| ⑥ 一次審査（書類審査）結果通知 | 6月29日（月）※参加者多数の場合 |
| ⑦ 二次審査（プレゼンテーション） | 7月1日（水）予定 ※オンラインを予定 |
| ⑧ 事業者決定及び通知 | 7月2日（木）以降 |
| ⑨ 契約締結 | 7月2日（木）以降 |

4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）12時まで

(2) 提出方法

様式1「質問書」により、(3)に示す電子メールでのみ受け付ける。なお、様式1「質問書」を提出した際は、念のため(3)に記載する電話番号に連絡すること。

(3) 提出先

福岡市経済観光文化局屋台課

メールアドレス：yatai.EPB@city.fukuoka.lg.jp TEL:092-733-5933(直通)

(4) 質問についての回答

回答は、令和8年6月16日（火）に下記の福岡市ホームページ上に掲載する。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

5 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月18日（木）12時まで（必着）

(2) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。②～⑤の書類について、前記の提出期限に提出が間に合わない場合は、契約締結日までに追加提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者には、②～⑨の提出を免除する。

①提案競技参加申請書（様式2）

注）JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

②登記事項証明書（法人の場合）

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。
なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④市町村税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税および地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥委任状(様式第2-2号)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書(様式第2-3号)

注) 様式第2-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿(様式第2-4号)

注) 様式第2-4号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式第2-5号をもとに作成のうえ提出すること。

(3) 提出方法

(5)の提出先へ、(2)の提出書類の原本を郵送または持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。郵送の場合は、特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送付後に必ず(5)に記載する電話番号に連絡すること。

データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめのうえ、ファイル名を「(提出月日)_ (提案事業者名)_参加申請書」(※ ()は各々必要事項を記載)とすること。

(4) 提出部数

原本：1部

電子データ：1ファイル

(5) 提出先・問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市 経済観光文化局 屋台課 担当：縣（アガタ）、町田

TEL:092-733-5933(直通) メールアドレス：yatai.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※6 企画提案書の提出先も同じ。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月23日（火）12時まで（必着）

(2) 企画提案書の作成

企画提案書には、資料1「仕様書（企画提案時）」の内容を十分に踏まえ、本業務の目的達成に資する具体的かつ実現可能な提案を記載すること。

また、資料2「企画提案書作成要領」を参照のうえ、作成すること。

(3) 提出方法

5(5)の提出先へ、企画提案書の原本を郵送または持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。郵送の場合は、特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送付後に必ず5(5)に記載する電話番号に連絡すること。

データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(4) 提出部数

原本：正本1部、副本7部

電子データ：各1ファイル（正本、副本）

7 提案競技選定委員会

(1) 一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、二次審査（プレゼンテーション）対象者を5者程度選出するため、最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「提案項目配点表」に基づき、書類審査を行う場合がある。

選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知する。

※ 結果通知日：令和8年6月29日（月）

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査によって選出された提案者によるプレゼンテーション（オンライン）を実施する。プレゼンテーションの詳細については、提案者に電子メール等にて通知する。

①日時 令和8年7月1日（水）を予定

②時間 30分程度（説明15分・質疑応答15分）

※ プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

※ 一次審査通過者が多い場合は、時間を短縮する場合がある。

③選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

なお、評価が一定基準に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(3) 結果通知

令和8年7月2日（木）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて本市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でない認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

8 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「提案項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

各項目の配点及び価格点の算出方法は、資料3「提案項目配点表」のとおり。

(3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続

提案競技選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

9 その他、留意事項

- ① 本企画提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- ② 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ③ 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- ④ 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- ⑤ 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- ⑥ 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- ⑦ 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- ⑧ 提案競技参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届（様式3）を提出すること。
- ⑨ 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。